

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	津志田地区 (津志田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	57.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	57.9 ha
② 田の面積	48.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	9.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	7.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	3.8 ha

(備考)

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状と課題】

○水田地帯(目標地図①②)

- ・農事組合法人津志田が地域の中心的な担い手として、米・麦・大豆の土地利用型農業に取り組んでいる。
- ・農事組合法人の水田作付面積は30.2haで約6割を超えている。
- ・大豆については、平成28年度から水田地帯の北側から南側にかけて3つの水系単位に分けて毎年計画に農業用水を止めて、水稻と大豆のブロックローテーションを行い、連作障害を防ぐ対策を講じている。
- ・現在は運営できているが、農事組合法人内でも高齢化が進んでいるため、今後は新規就農者も取り入れた担い手の確保が必要である。
- ・上川原地区については(目標地図②)麻生原地区からの耕作者もいるため、畦切り等の管理については共同で行っている。今後も荒れないように農地の利用調整を図っていきながら地域で守っていく。
- ・企業の農業法人についても、三反田や明迫で3社入ってきているので、今後の意向確認についても継続して行い、地域と共存した農業に向けた働きかけを行っていく。

○畑地帯(目標地図③)

- ・特に主だった担い手となる経営体はおらず、担い手以外の地域住民が自作地が荒れないように管理している。
- ・耕作放棄地については増加傾向にあり、約3.2haが今後検討が必要となる荒れた農地。
- ・名免木については、野菜、栗、柿などの栽培が行われているが、鳥獣被害も多くあり耕作が難しい。
- ・畑地帯については徐々にカボチャの栽培が増えてきており、5戸の経営体が約0.8ha栽培している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も水田地帯については、担い手である農事組合法人津志田を中心に米麦大豆の土地利用型農業へ継続して取り組む。後継者不足についても課題であるので、運営方法やスマート農業への取り組みなど随時検討しながら、作業効率の向上を図る。畑地帯については、耕作放棄地も増えてきているので、栗や柿などの継続的な生産管理を行い、カボチャなど生産性の高い作物も地域で検討しながら、農地の保全・維持に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

今後も担い手である農事組合法人津志田を中心に農地を集積・集約化していくが、高齢化や後継者不足も課題にあるので、オペレーターの確保など地域全体の課題として取り組む。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	76	%	将来の目標とする集積率	76	%
--------	----	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

大豆のブロックローテーションに地域全体で取り組んでおり、団地化の話し合いは進んでいる。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地利用は中心経営体である農事組合法人津志田が他の担い手と調整しながら、集積や集団化に取り組む。主に水田地帯では取り組んでいるが、畑地帯については耕作放棄地が増えているので、今後、受け皿となる耕作者を探しながら検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
新規就農者や認定農業者への農地の受け入れを促進する。効率的な農地利用が図られるように、実際の耕作者と地元の方々とで情報共有を図りながら、機構を活用した農地集積・集約化へ取り組む。
(3)基盤整備事業への取組
S30～31 耕地整理事業による区画整理 S55～58 津志田地区土地改良総合整備事業 用排水・農道などの整備 実施済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
農事組合法人を中心に米・麦・大豆の作付けに取り組んでいる。一方で地域の担い手による玉ねぎやにんにく、かぼちゃなどの栽培も盛んに行われており、収益性のある作物の規模拡大も見込まれる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①R4年度 国:鳥獣被害防止総合対策事業・・・電気柵 1,721m。 ⑦多面的機能支払事業(津志田資源保全会)の取り組みについて 農地の保全管理、用水路等の補修などを継続して行う。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		米・加工用米	0.3 ha		米・加工用米	0.3 ha		A	
到達		飼料用稲・米	0.7 ha		飼料用稲・米	0.7 ha		F	
到達		米	0.2 ha		米	0.2 ha		G	
到達		ニンニク	0.4 ha		ニンニク	0.4 ha		H	
到達		飼料用米	0.3 ha		飼料用米	0.3 ha		J	
認農		そば	1.1 ha		そば	1.1 ha		L	
到達		米・飼料用稲	0.3 ha		米・飼料用稲	0.3 ha		S	
認就		米・麦・大豆	0.1 ha		米・麦・大豆	0.1 ha		U	
到達		米	0.2 ha		米	0.2 ha		V	
認農		飼料用稲・米	1.8 ha		飼料用稲・米	1.8 ha		Y	
到達		米	0.7 ha		米	0.7 ha		AD	
到達		米・たまねぎ・かぼちゃ	6.2 ha		米・たまねぎ・かぼちゃ	6.2 ha		AJ	
認農		米・麦・大豆	0.03 ha		米・麦・大豆	0.03 ha		AV	
認農		米・麦・大豆	31.8 ha		米・麦・大豆	31.8 ha		AW	
計	14経営体		44.1 ha	ha		44.1 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。